

一般教育訓練明示書

講座の名称	北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科博士前期(修士)課程				
実施方法	① 通学(夜間・土日)				
指定講座番号(15桁)	120266	—	1710012	—	7
講座の創設年月日 平成25年4月1日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 令和5年3月31日まで	過去一 年の講 座実績	入講者数(累積)(5人)	修了者数 (5人)	
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	460時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		修士(リハビリテーション科学)			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		北海道医療大学大学院の博士前期(修士)課程に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		教育機関・医療機関			
2. 教育訓練の内容					
教科(カリキュラム)			時間	使用教材名	
リハビリテーション研究法特論Ⅰ(研究計画)			20		
リハビリテーション研究法特論Ⅱ(量的研究)			20		
リハビリテーション研究法特論Ⅲ(質的研究&事例研究)			20		
リハビリテーション教育特論			20		
リハビリテーション管理学特論			20		
○下記特論科目より専攻する領域の1科目を選択 解剖学、身体運動科学、運動・動作解析学、先天異常学、臨床バイオメカニクス、内部障害リハビリテーション学、運動障害リハビリテーション学、身体障害リハビリテーション学、発達障害リハビリテーション学、認知言語発達障害リハビリテーション治療学、聴覚障害リハビリテーション治療学、発声発語障害リハビリテーション治療学、摂食嚥下障害リハビリテーション治療学、高次脳機能障害リハビリテーション学、失語症リハビリテーション治療学、精神障害リハビリテーション学、作業行動学、地域生活支援学			20		
○下記特論科目より専攻する領域の1科目を選択 解剖学、身体運動科学、運動・動作解析学、先天異常学、臨床バイオメカニクス、内部障害リハビリテーション学、運動障害リハビリテーション学、身体障害リハビリテーション学、発達障害リハビリテーション学、認知言語発達障害リハビリテーション治療学、聴覚障害リハビリテーション治療学、発声発語障害リハビリテーション治療学、摂食嚥下障害リハビリテーション治療学、高次脳機能障害リハビリテーション学、失語症リハビリテーション治療学、精神障害リハビリテーション学、作業行動学、地域生活支援学			20		
○上記科目以外で 保健医療統計学特論、リハビリテーション科学概論、医療英語特論、医療経済学特論、生命科学特論、精神保健学特論、心理学特論、医療倫理学特論、言語聴覚障害学フィールド・スタディ、コミュニケーション障害学特論、音楽療法特論、臨床リハビリテーション学(訪問)Ⅰ、臨床リハビリテーション学(訪問)Ⅱ、臨床リハビリテーション学(認知症)Ⅰ、臨床リハビリテーション学(認知症)Ⅱ、臨床リハビリテーション学(がん)Ⅰ、公衆衛生調査法、障害福祉学特論、高齢者福祉学特論から4科目以上			80		
リハビリテーション科学研究			240		
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		無し			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		大学を卒業した者、または、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められる者			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	5	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	5	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	5	人	合格率(③/②)	1000.0	%
④ 上記②・③の回答者数	0	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A:就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業	人		②B:非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 円滑な転職に役立つ	人			
	5 趣味・教養に役立つ	人			
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	所定の期日までに提出された修士論文を、主査及び副査が審査するとともに最終試験(口頭試問)を行う。この結果並びに単位修得状況により、研究科委員会は修士課程修了の可否を判定し学長に上程する。学長は判定結果に基づき、修士課程の修了を認定し学位(修士)を授与する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	指導教員は、指導する学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導する。								
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	指導教員は、指導する学生に対して終了に必要な科目の履修と研究指導を行う。								
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 東日本学園 (代表者名: 理事長 鈴木英二)								
住所及び連絡先	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 TEL 0133-23-1211								
施設名称及び施設長名	北海道医療大学大学院 (施設長: 学長 浅香正博)								
住所及び連絡先	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 TEL 0133-23-1211								
給付制度担当部署・者	北海道医療大学学務部リハビリテーション科学課 (担当者: 塩崎弘樹)								
連絡先	TEL 0133-23-1165								
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,000,000 円								
支払い方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">200,000 円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">800,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者400,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	800,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者400,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)				
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円								
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	800,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者400,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)								
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 100,200 円								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 副読本代 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">35,200 円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>④ その他(後援会費) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">65,000 円</td> </tr> </table>	① 副読本代 (税込額)	35,200 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	④ その他(後援会費) (税込額)	65,000 円
① 副読本代 (税込額)	35,200 円								
② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円								
③ 施設維持費 (税込額)	0 円								
④ その他(後援会費) (税込額)	65,000 円								
	3. 総額 (1+2) (税込額) 1,100,200 円								

[特 記 事 項]

※ 給付対象は1年分の額

一般教育訓練明示書

講座の名称	北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科博士課程				
実施方法	① 通学（夜間・土日）				
指定講座番号(15桁)	120266	—	1710022	—	0
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成27年4月1日	過去一年の講座実績	入講者数(累積)(1人)	修了者数 (0人)	
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間	240時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		博士(リハビリテーション科学)			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		北海道医療大学大学院リハビリテーション科学研究科			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		北海道医療大学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士学位論文の審査及び最終試験に合格すること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		教育機関・医療機関			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)			時間	使用教材名	
リハビリテーション科学研究法特講			10		
リハビリテーション実践指導特講			10		
○下記より専攻する領域の特講1科目を選択 生体構造機能・病態解析学Ⅰ～Ⅶ、リハビリテーション治療学Ⅰ～Ⅶ、地域健康 生活支援演Ⅰ・Ⅱ			20		
○下記より専攻する領域の演習1科目を選択 生体構造機能・病態解析学Ⅰ～Ⅴ、リハビリテーション治療学Ⅰ～Ⅶ、地域健康 生活支援演Ⅰ・Ⅱ			20		
リハビリテーション科学特別研究			180		
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		無し			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		修士の学位を有する者、又は、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者			
③その他					

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	0	人		
② ①のうち目標資格の受験者数	0	人	受験率(②/①)	%
③ ②のうち合格者数	0	人	合格率(③/②)	%
④ 上記②・③の回答者数	0	人		

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A:就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業	人	②B:非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	人		
	7 特に効果はない	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	所定の期日までに提出された博士論文を、主査及び副査が審査するとともに最終試験(口頭試問)を行う。この結果並びに単位修得状況により、研究科委員会は博士後期課程修了の可否を判定し学長に上程する。学長は判定結果に基づき、博士課程の修了を認定し学位(博士)を授与する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

原則として3年以上在学し、所定の授業科目について12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	指導教員は、指導する学生の研究に直接必要となる授業科目や高度専門職業人として必要な基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導する。								
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	指導教員は、指導する学生に対して終了に必要な科目の履修と研究指導を行う。								
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 東日本学園 (代表者名: 理事長 鈴木英二)								
住所及び連絡先	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 TEL 0133-23-1211								
施設名称及び施設長名	北海道医療大学大学院 (施設長: 学長 浅香正博)								
住所及び連絡先	北海道石狩郡当別町金沢1757番地 TEL 0133-23-1211								
給付制度担当部署・者	北海道医療大学学務部リハビリテーション科学課 (担当者: 塩崎弘樹)								
連絡先	TEL 0133-23-1165								
一般教育訓練経費	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 950,000 円								
支払い方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">200,000 円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">750,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者375,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	750,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者375,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)				
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	200,000 円								
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	750,000 円 (本学卒業生・連携協定機関勤務者375,000円) (外国人大学院生0円) (うち、必須教材費 0 円)								
③ 両方可能	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 150,615 円								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 副読本代 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">32,615 円</td> </tr> <tr> <td>② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>③ 施設維持費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>④ その他 (後援会費) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">118,000 円</td> </tr> </table>	① 副読本代 (税込額)	32,615 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	④ その他 (後援会費) (税込額)	118,000 円
① 副読本代 (税込額)	32,615 円								
② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円								
③ 施設維持費 (税込額)	0 円								
④ その他 (後援会費) (税込額)	118,000 円								
	3. 総額 (1+2) (税込額) 1,100,615 円								

[特記事項]

※ 給付対象は1年分の額

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものと認められていないので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。